

舞鶴市人事行政の運営等の状況

令和5年11月

舞 鶴 市

人事行政の運営等の状況の公表について

この報告書は、舞鶴市における職員の任用や給与、勤務条件等の状況を広く市民にお知らせすることにより、本市人事行政の透明性を高め、その公正性の一層の確保を図るため、「舞鶴市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき公表するものです。

－ 目次 －

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1) 部門別職員数の状況	1
(2) 職員の採用・退職の状況	2
(3) 年齢別職員構成の状況	2
(4) 職員数の推移	3
2 職員の人事評価の状況	3
3 職員の給与の状況	3
(1) 総括	3
(2) 給与制度の総合的見直しの実施状況について	4
(3) 一般行政職給料表の状況	4
(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	5
(5) 一般行政職の級別職員数等の状況	6
(6) 職員の手当の状況	7
(7) 特別職の報酬等の状況	9
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	10
(1) 勤務時間の状況	10
(2) 休暇の状況	10
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	12
(1) 分限処分の状況	12
(2) 懲戒処分の状況	12
6 職員の服務の状況	12
7 職員の退職管理の状況	13
8 職員の研修の状況	13
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	14
(1) 職員の健康管理・職場環境の状況	14
(2) 公務災害の状況	14
(3) 共済組合事業の状況	14
10 公平委員会の業務の状況	14

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況

職員数については、全庁的に事務事業の見直しや業務量に合わせた職員の適正配置、業務の委託化等を行い、適正化に努めております。

(単位:人)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	増 減 事 由
		令和4年	令和5年		
一般行政	議 会	7	7	0	
	総 務	141	137	-4	人事異動による減、一部業務の体制強化による増
	税 務	30	28	-2	組織の統廃合による減
	労 働	1	1	0	
	農林水産	27	26	-1	組織の統廃合による減
	商 工	23	24	1	一部業務の体制強化による増
	土 木	65	63	-2	人事異動及び退職者不補充による減、技術職の増員
	民 生	116	111	-5	人事異動及び退職者不補充による減
	衛 生	52	48	-4	人事異動による減
	小 計	462	445	-17	
特別行政	教 育	42	43	1	人事異動等による減、一部業務の体制強化による増、学芸員の増員
	消 防	125	124	-1	退職者不補充による減
	小 計	167	167	0	
公営企業等	病 院	57	60	3	職員採用による増
	水 道	20	19	-1	人事異動による減
	下 水 道	23	23	0	
	そ の 他	40	37	-3	組織の統廃合による減
	小 計	140	139	-1	
合 計		769	751	-18	

(注) 1 各年4月1日現在の人数です。

2 職員数は特別職及び再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員を除いた数です。

(2) 職員の採用・退職の状況

ア 一般職員

(単位:人)

区 分	採用	退職
	(令和4年4月2日 ～令和5年4月1日)	(令和4年4月1日 ～令和5年3月31日)
一般事務職	17	27
保育士	1	5
土木技術職	3	9
建築技術職	2	1
保健師	1	0
管理栄養士	0	0
調理員	0	0
その他技術職	3	2
学校給食員	0	0
技労員	0	0
消防職	2	3
医療職	5	4
合 計	34	51

(単位:人)

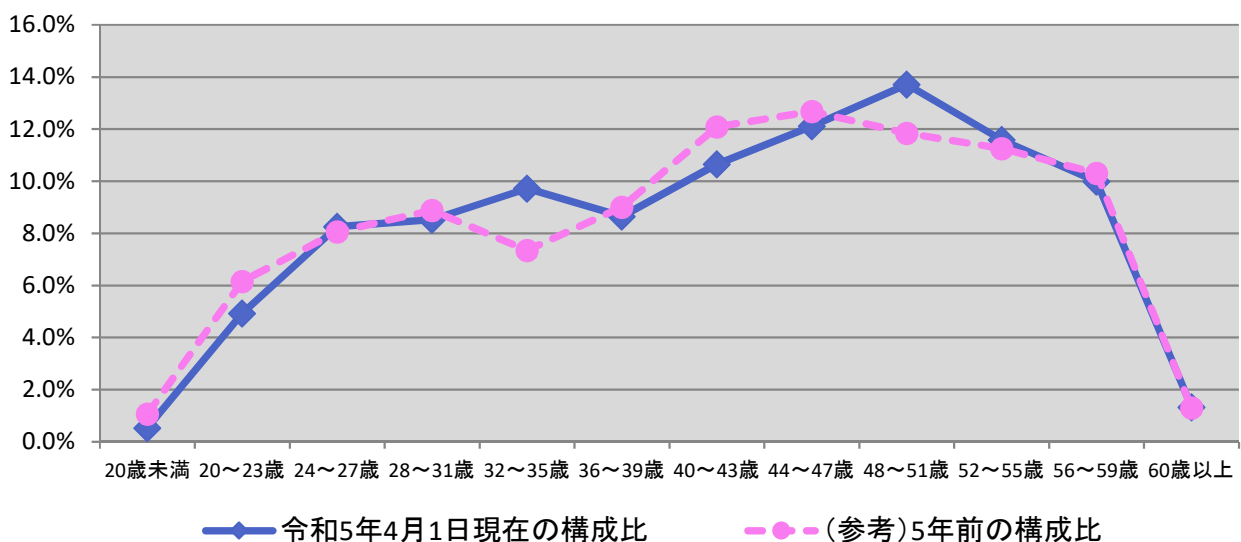
イ 会計年度任用職員(フルタイム)

(単位:人)

区分	令和5年4月1日現 在の職員数
一般事務職	5
保育士	4
図書館司書	4
合 計	13

(3) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (人)	4	37	62	64	73	65	80	91	103	87	75	10	751



(4) 職員数の推移

(単位:人)

	区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	過去5年間の 増減率
普通会計	一般行政部門	495	493	483	474	462	445	89.9%
	教育	55	44	43	43	42	43	78.2%
	消防	125	125	124	124	125	124	99.2%
	計	675	662	650	641	629	612	90.7%
公営企業会計	病院	55	52	58	57	57	60	109.1%
	水道	35	34	27	23	20	19	54.3%
	下水道	34	32	31	28	23	23	67.6%
	その他	45	47	46	44	40	37	82.2%
	計	169	165	162	152	140	139	82.2%
総 合 計		844	827	812	793	769	751	89.0%

2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	評価の構成及び実施期間
人事評価制度	全職員	業績評価 : 令和5年4月～令和6年3月 能力評価 : 令和5年4月～令和6年1月

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) R3年度の人件費率
令 和 4年度	人 78,194	千円 38,189,693	千円 572,102	千円 6,966,932	% 18.3	% 16.7

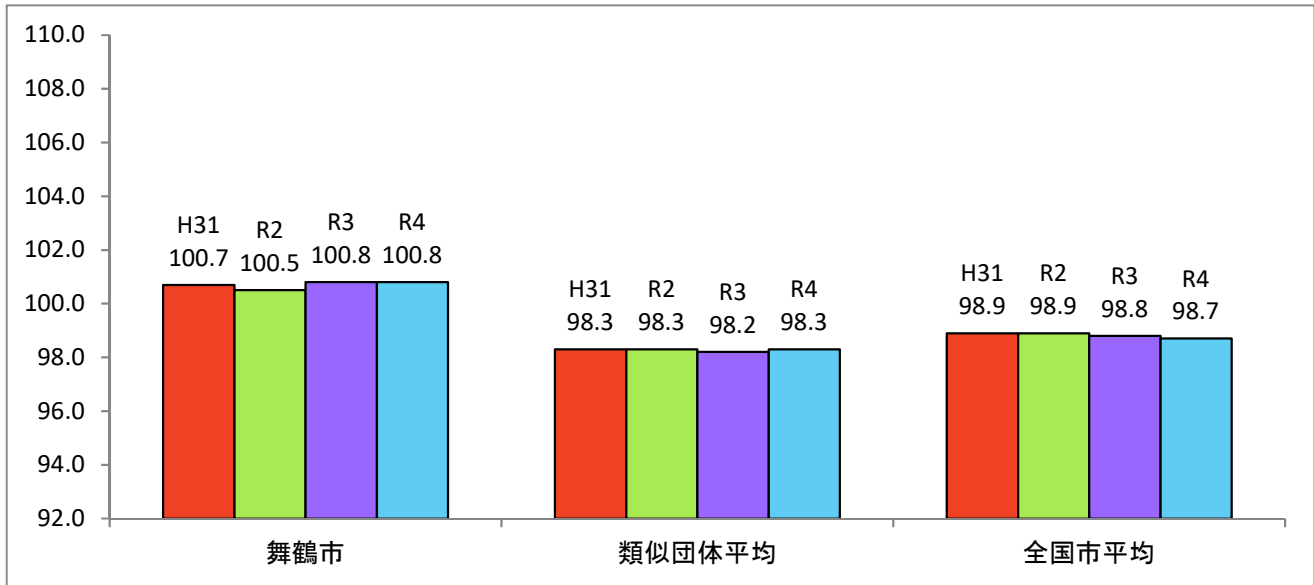
(注) 人件費には、一般職に支給される給与のほか、特別職及び会計年度任用職員に支給される報酬等を含みます。

② 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令 和 4年度	人 629	千円 2,550,270	千円 485,976	千円 997,635	千円 4,033,881	千円 6,413

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

③ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(2) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされている。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。激変緩和のため、平成30年3月31日まで経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

(3) 一般行政職給料表の状況(令和5年4月1日現在)

(単位：百円)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	1,501	1,985	2,344	2,660	2,907	3,192	3,629	4,081
最高号給の給料月額	2,476	3,042	3,500	3,810	3,930	4,102	4,449	4,686

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (※2)	平均給与月額 国ベース(※3)
行政職	42.5歳	332,416円	400,469円	363,826円
消防職	38.2歳	310,281円	377,157円	343,601円
国(※1)	42.4歳	322,487円	—	404,015円

※1 国家公務員給与等実態調査における行政職俸給表適用職員の数値です。

※2 平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

※3 国家公務員の平均給与月額は、時間外勤務手当、特殊勤務手当等を含めずに公表されているため、比較用に再計算したものです。

② 技能労務職

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
調理員	4人	51.8歳	360,325円	373,684円

※ 給料表は、「単純な労務に雇用される一般職に属する舞鶴市職員の行政職給料表」を適用しています。

※ 諸手当は、「舞鶴市職員給与条例」に基づき支給しています。

※ 平成20年度から、給与構造改革に取り組み給与水準を4.8%引き下げています。

③ 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		舞鶴市	京都府	国
行政職	大学卒	185,200円	191,000円	185,200円
	高校卒	154,600円	156,700円	154,600円

④ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

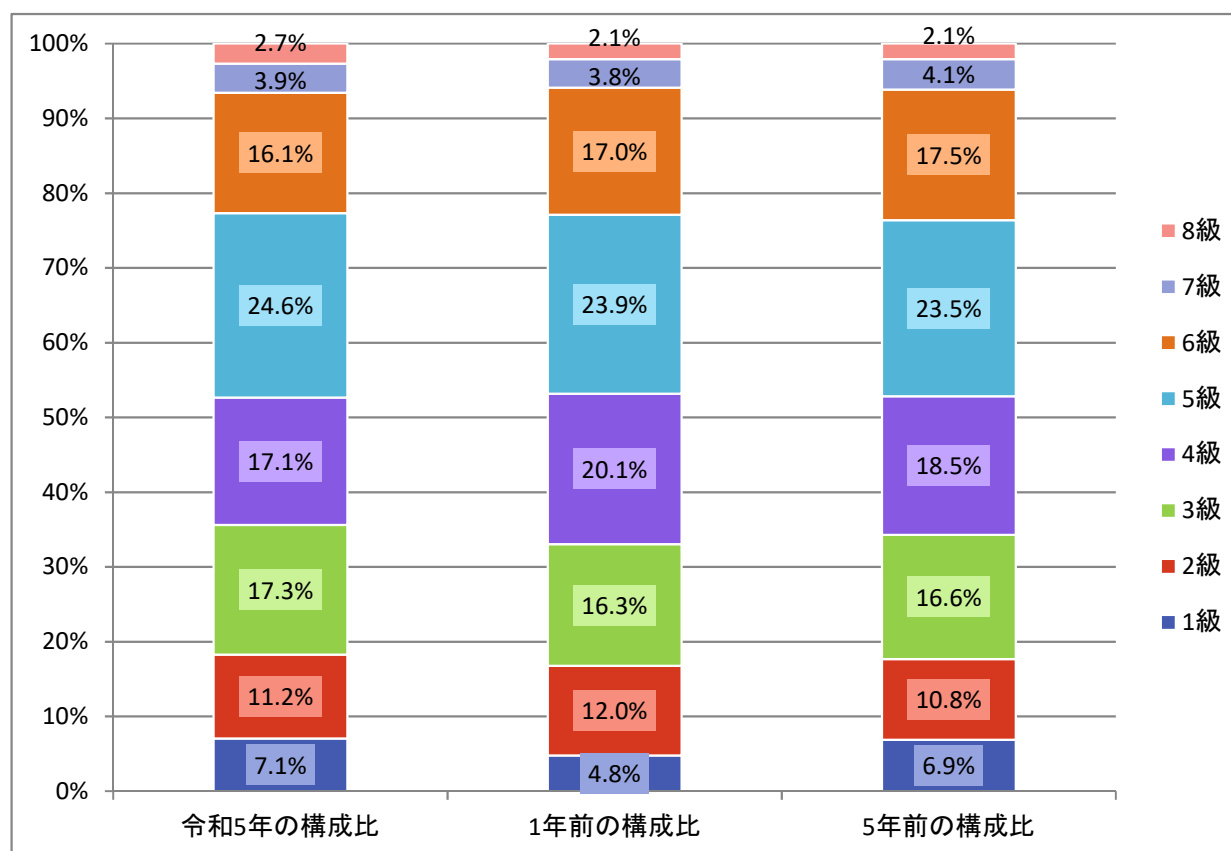
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行政職	大学卒	280,400円	342,171円	373,957円
	高校卒	233,150円	272,900円	—

(5) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区分	基準となる職務	職員数	構成比
1級	主事の職務	29人	7.1%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主事の職務	46人	11.2%
3級	主査の職務	71人	17.3%
4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主査の職務	70人	17.1%
5級	係長又は主任の職務	101人	24.6%
6級	課長又は主幹の職務	66人	16.1%
7級	次長の職務	16人	3.9%
8級	部長の職務	11人	2.7%

（注）舞鶴市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



(6) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和4年度普通会計決算）

舞 鶴 市	国
1人当たり平均支給額 1,586 千円	—
(支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2.0 月分	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2.0 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置： 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置： 有

② 退職手当（令和5年4月1日現在）

舞 鶴 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年等	(支給率)	自己都合	勸奨・定年等
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)		加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)	
調整額	在職期間中の職務の級に応じ 加算		調整額	在職期間中の職務の級に応じ 加算	

③ 地域手当

平成21年度から廃止しています。

④ 特殊勤務手当（令和4年度普通会計決算）

支給実績	19,344千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	101,277円	
職員全体に占める手当支給職員の割合	30.4%	
手当の名称	主な支給対象業務及び支給対象職員	支給単価
市税等徴収事務手当	市税、料等の徴収業務に兼任従事する職員	月額 2,000円
社会福祉業務手当	生活保護世帯の査察指導又は訪問調査等の業務に従事する職員	月額 2,000円
行旅死亡人等収容手当	・行旅死亡人の収容業務に従事した職員 ・福祉事務所に勤務し、死亡人の収容業務に従事した職員	1件 10,000円
防疫等作業手当	・伝染病の予防救治業務に従事した職員 ・疫病媒介害虫防除のため薬剤散布の業務に直接従事した職員	1日 500円
	・新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員	1日 1,000円 又は 4,000円
犬、猫等死体処理作業手当	死犬、死猫等の処理業務に従事した職員	1件 1,000円
浄化センター勤務手当	浄化センターに勤務する職員	月額 5,000円
清掃事務所勤務手当	清掃事務所に勤務する職員	月額 5,000円
斎場勤務手当	斎場に勤務する職員	月額 30,000円
隔日勤務手当	24時間の交代制勤務の消防職員で夜間勤務に従事した職員	1当務 1,000円
火災等出動手当	火災、救急等により出動した消防職員	1回 500円以内

⑤ 時間外勤務手当（普通会計決算）

令和4年度	支給実績	187,097千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	325千円
令和3年度	支給実績	205,374千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	353千円

⑥ その他の手当 （令和4年度普通会計決算）

手当名	内容及び支給単価	支給実績
扶養手当	・配偶者： 6,500円 ・子： 10,000円 ・配偶者、子以外の扶養親族： 6,500円 ・16歳～22歳（特定扶養加算）：1人につき 5,000円加算	千円 79,283
住居手当	・借家居住者：家賃額に応じ 28,000円以内	千円 30,936
通勤手当	・交通機関利用者：運賃相当額支給 （最高支給限度額 55,000円） ・交通用具利用者：2km～3km 3,000円 1km増すごとに 620円 （最高支給限度額 55,000円）	千円 42,867
管理職手当	・部長級(参事)：給料月額の 20 % ・部長級(参事以外)：給料月額の 18 % ・次長級：給料月額の 16 % ・課長級：給料月額の 14 %	千円 94,308

(7) 特別職の報酬等の状況 （令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	949,000 円 ※1	
	副市長	781,000 円	
	教育長	688,000 円	
報 酬	議 長	570,000 円	
	副議長	480,000 円	
	議 員	440,000 円	
期 末 手 当	市 長 副市長 教育長 議 長 副議長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.3 月分	
退 職 手 当	市 長 副市長 教育長	(算定方式)	支給時期
		給料月額×勤続年数× 100分の550 ※2	任期ごと
		給料月額×勤続年数× 100分の367	
		給料月額×勤続年数× 100分の303	

※1 市長の給料は、3割減額しています。(8月以降の給料で調整)

※2 市長の退職手当は、今期分は不支給とします。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

① 1週間の勤務時間 38.75時間

② 基本的な勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 休暇の状況

① 年次有給休暇

1年を通じ20日以内の年次有給休暇を取得することができ、その年に取得できなかった日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

・市長部局等の職員の取得状況 (令和4年)

年間平均取得日数	9.4日
----------	------

② 育児休業及び部分休業

子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにより、職員の福祉の増進と地方公共団体の行政の円滑な運営を図ることを目的に「地方公務員の育児休業等に関する法律」が制定されております。この法律により、子が3歳に達するまでの期間に育児休業及び部分休業を取得することができます。

・令和4年度中に新たに取得した職員数

育児休業	19人
部分休業	0人

③ 病気休暇

職員が負傷又は疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、診断書に基づき90日を限度とし必要最小限度の期間取得することができます。

④ 特別休暇

取得事由	付与期間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭	同上
骨髄移植のための骨髄液の提供	同上
職員のボランティア活動	1の年において5日の範囲内の期間
職員の結婚	10日間
不妊治療に係る通院等	1の年において5回(体外受精及び顕微授精に係る通院等の場合は10日)
職員の出産	出産予定日以前8週間(多児妊娠の場合は14週間)産後8週間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための授乳	1日2回それぞれ30分以内の期間
職員の妻の出産	入院の日から出産の日後2週間を経過する日までの間における5日の範囲内の期間
育児参加	出産予定日以前6週間(多児妊娠の場合は14週間)産後1年間に於いて5日
小学校就学の始期に達するまでの子の看護	1の年において5日の範囲内の期間(対象の子が2人以上10日)
要介護者の短期介護	1の年において5日の範囲内の期間(要介護者が2人以上10日)
忌引	親族に応じ1日から10日間
夏季における盆等の諸行事	1の年の7月から9月までの間において3日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の損失又は損壊	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により勤務困難	その都度必要と認められる期間

⑤ 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等を2週間以上にわたり介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を上限に、通算して6月を超えない範囲内において必要と認められる期間取得することができます。

5 職員の分限及び懲戒処分状況（令和4年度）

（1）分限処分状況

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	23人	0人
適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関与し起訴された場合	0人	0人	0人	0人

（2）懲戒処分状況（令和4年度）

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人

6 職員の服務状況

職員の服務の根本基準は地方公務員法第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められております。

具体的には、同法において職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止、営利企業等への従事制限など服務上の規律を課しているほか、本市では、職員の公務員倫理の確立及び保持のための事項を条例において定めています。

令和4年度 営利企業等への従事許可状況

許可件数	主な従事内容
64件	手話通訳、スポーツ指導、消防団員等

7 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先			
	舞鶴市	他の地方 公共団体等	民間企業等	再就職者計
51人	18人	5人	0人	23人

8 職員の研修の状況

優れた人材の育成と職員や職場の意識改革・風土の改革を図るため、各種の研修を実施しています。

区 分	主な研修名・派遣先等	受講者数
階層別研修	新規採用職員研修(前期・後期)、新任係長級職員研修、新任課長級職員研修、管理職研修、中堅職員研修	197人
人事評価研修	人事評価研修	563人
専門・特別研修	人権研修、会計事務研修、文書管理事務研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修	286人
実務研修	旧軍港市振興協議会事務局、全国市長会、外務省、総務省、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)、オムロンソーシアルソリューションズ(株)	7人
派遣研修	自治大学校、全国市町村国際文化研修所、京都府市町村振興協会、日本経営協会	105人
合同研修	京都府・中丹管内3市新採職員合同研修 府北部7市合同研修	14人
自主研修	会計人材育成講座、法務人材育成講座、通信教育受講費助成	89人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理・職場環境の状況

職員の安全と心とからだの健康保持増進を図るとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、「労働安全衛生法」に基づき、舞鶴市職員安全衛生委員会を設置し、定期健康診断や特殊健康診断などの各種健康診断や作業環境の整備、職場巡視などを実施しています。

(2) 公務災害の状況（令和4年度）

認定件数	内訳	
	公務災害	通勤災害
3件	1件	2件

(3) 共済組合事業の状況

「舞鶴市職員共済組合」を組織し、職員の健康増進及び元氣回復を図るための福利厚生事業等を行っております。

・組合員数： 755 人（令和5年10月1日現在）

10 公平委員会の業務の状況（令和4年度）

業 務 の 内 容	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件